

各分野の相談



○包括的相談支援事業（社会福祉法第106条の4第2項第1号）

- 【高 齢】 地域包括支援センター（包括的支援事業）
- 【障がい】 障がい者等基幹相談支援センター（相談支援事業）
- 【子ども】 保育コンシェルジュ、こども家庭センター（利用者支援事業）
- 【生活困窮】 生活自立相談よりそい（自立相談支援事業）

複雑・複合的な課題がある

○多機関協働事業及び支援プランの策定（社会福祉法第106条の4第2項第5号及び第6号）

- 【担 当】 社会福祉協議会CSW
 【内 容】 ①複雑化・複合化した事例に対応する支援関係機関の抱える課題の把握
 ②各支援関係機関の役割分担
 ③支援プランの策定

○支援会議（社会福祉法第106条の6）

- 【開 催】 随時
- 【招 集】 地域共生推進課、社会福祉協議会CSW
- 【参加者】 事例に関わる機関の実務者
- 【内 容】 ①情報共有、②支援体制の検討、③プラン作成の検討

支援対象者等からの同意を得た上で、
支援関係機関の役割分担や支援の目標・方向性を
プランに位置づけて整理する必要がある場合

○重層的支援会議（社会福祉法第106条の4第2項第6号）

- 【開 催】 定例（毎月1回）
- 【担 当】 地域共生推進課、社会福祉協議会CSW
- 【参加者】 地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議協議部会 構成員
- 【内 容】 ①プランの適切性の協議、②プラン終結時等の評価、
③社会資源の充足状況の把握と開発にむけた検討

プランに基づき、各機関で支援を実施するほか、必要に応じて、下記の支援を実施

○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第4号）

- 【担 当】 社会福祉協議会CSW
 【内 容】 ①会議や連携を通じての情報収集
 ②事前調整
 ③関係性構築に向けた支援
 ④家庭訪問及び同行支援

○参加支援事業 （社会福祉法第106条の4第2項第2号）

- 【担 当】 社会福祉協議会CSW
 【内 容】 ①個別ニーズの把握・資源開拓
 ②本人と社会資源のマッチング
 ③参加支援活動中のフォローアップ

必要に応じて、社会資源として活用

○地域づくり事業（社会福祉法第106条の4第2項第3号）

- 【高 齢】 介護支援ボランティア、介護予防リーダー養成講座、きらぽ（地域介護予防活動支援事業）
生活支援体制整備事業（生活支援体制整備事業）
- 【障がい】 地域活動支援センター（地域活動支援センター機能強化事業）
- 【子ども】 子育てサロン、地域子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）
- 【その他】 福祉SOSゲーム研修、地域共生社会の実現に向けた研修会（生活困窮者支援等のための地域づくり事業）

相談フェーズ

支援調整フェーズ

支援フェーズ